平成27年 4月 1日

 規則 第 33 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学術支援センター規則第6第2項の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 愛媛大学学術支援センター(以下「センター」という。)の運営に係る基本事項に関すること。
 - (2) センターの予算及び決算に関すること。
 - (3) その他センターの運営に関すること。

(組織)

- 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) センターの准教授以上の専任教員
 - (5) 各学部の専任教員 各1人
 - (6) 研究支援部長
 - (7) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は、当該学部長が推薦し、学長が任命する。
- 3 第1項第7号の委員は、運営委員会の議を経て委員長が推薦し、学長が任命する。
- 4 第1項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員 に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。 (議事)
- 第5条 運営委員会は、委員(代理者を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ議事 を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

- 第7条 運営委員会は、専門的事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する事項は、運営委員会が定める。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、研究支援部研究支援課、医学部事務部及び農学部事 務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか,運営委員会の運営に関し必要な事項は,運営委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学総合科学研究支援センター運営委員会規程(平成16年規則第23号)は、 廃止する。
- 3 愛媛大学応用タンパク質研究施設運営委員会規程(平成26年規則第164号)は、 廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後,第3条第2項の規定により最初に任命される社会共創学部の同条第 1項第5号の委員の任期は,同条第4項の規定にかかわらず,平成29年3月31日ま でとする。